龍ケ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年12月22日

龍ケ崎市長 萩 原 勇

## 龍ケ崎市条例第46号

龍ケ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 龍ケ崎市国民健康保険税条例(昭和41年龍ケ崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		<u>-</u>	改正前
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)		
第20条 省 略	第20条	省	略
2	2	省	略
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8			
9第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が			
属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保			
<u>険者均等割額(第1項の規定により減額するものとした場合にあって</u>			
は、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者			
<u>均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定</u>			
<u>める額を減額して得た額とする。</u>			
(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該			
出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分			
の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則			
第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属			
する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、			
3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」			
という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額			
(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割			

- 額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者 均等割額(第1項の規定により減額するものとした場合にあっては、 その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被 保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所 得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう ち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算 定した被保険者均等割額(第1項の規定により減額するものとした 場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の 額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月 数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の 12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年 度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者 均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被 保険者均等割額(第1項の規定により減額するものとした場合にあ っては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当 該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じ て得た額

第23条 省 略

(出産被保険者に係る届出)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなけれ

第23条 省略

## ばならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項
- <u>2</u> 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を 添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者 と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前 から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第24条 省 略

(国民健康保険税の減免)

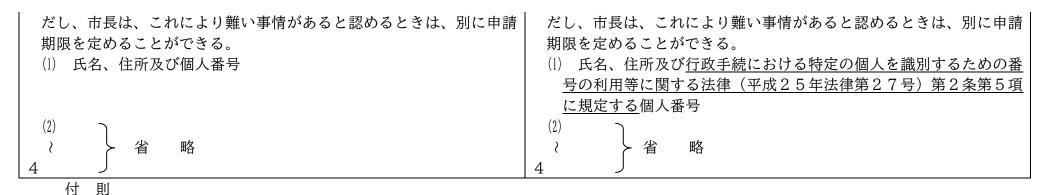
第25条 省 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、 納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとす る理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。た

第24条 省 略 (国民健康保険税の減免)

第25条 省 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、 納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとす る理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。た



(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の龍ケ崎市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以 後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分ま での国民健康保険税については、なお従前の例による。